

平成28年第1回尾三衛生組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年3月28日(月)
招 集 場 所	尾三衛生組合会議室1
開 会	平成28年3月28日(月)午後1時30分
閉 会	平成28年3月28日(月)午後2時37分
出 席 議 員	1番 小野田 利 信                      2番 島 村 きよみ 3番 中 川 東 海                      4番 永 野 雅 則 5番 近 藤 鋼 男                      6番 青 木 直 人 7番 塚 本 克 彦                      8番 水 谷 正 邦 9番 西 尾 隆 男                      10番 加 藤 達 雄 11番 加 藤 宏 明                      12番 水 川 淳
欠 席 議 員	
地方自治法第121条の 規定により説明のため会 議に出席した者の職氏名	管 理 者 川 瀬 雅 喜    副 管 理 者 萩 野 幸 三
	副 管 理 者 小 野 田 賢 治
	会 計 管 理 者 野々山 尚
	事 務 局 長 野々山 誠    次 長 兼 会 計 課 長 伊 藤 武
	次 長 兼 施 設 課 長 倉 知 朋 範    総 務 課 長 小 塚 祐 雄
	業 務 課 長 鈴 木 浩 二
本会議に職務のため出席 した者の職氏名	書 記 水 野 寿 人
	業 務 課 主 幹 加 藤 繁 男    施 設 課 主 幹 加 藤 耕 司
	総 務 課 課 長 補 佐 兼 係 長 兼 会 計 課 係 長 村 瀬 高 光
管 理 者 提 出 議 案	議 案 第 1 号 尾三衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定につ いて
	議 案 第 2 号 尾三衛生組合職員の降給に関する条例の制定について
	議 案 第 3 号 尾三衛生組合行政不服審査会条例の制定について
	議 案 第 4 号 尾三衛生組合情報公開条例の一部改正について
	議 案 第 5 号 尾三衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例の一部改正について
	議 案 第 6 号 尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部改正について
	議 案 第 7 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例の一部改正について
	議 案 第 8 号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正につ いて



	議案第9号 尾三衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について 議案第10号 平成28年度尾三衛生組合一般会計予算について
日進市・みよし市・東郷町で出席した者の職・氏名	日進市環境課長 杉 浦 敏 みよし市環境課長 小野田 幸 男 東郷町環境課長 小 島 博 英
会議録署名議員	8番 水 谷 正 邦 9番 西 尾 隆 男



## 議事の経過

(開会 午後 1時30分)

議会事務部局書記

ご起立をお願いいたします。一同、礼。

ご着席ください。

ただいまから平成28年第1回尾三衛生組合議会定例会を行います。

議長挨拶。

加藤議長

平成28年第1回尾三衛生組合議会定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年度末の公私ともご多忙のところを参集賜りまして、ありがとうございます。

本定例会に提案されております案件は、管理者提出議案10件であります。

議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別のご協力をお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定足数に達しております。よって、平成28年第1回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しました日程表のとおりです。

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、管理者挨拶。

川瀬管理者。

川瀬管理者

平成28年第1回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、お忙しい中ご参集賜り、まことにありがとうございます。

また、本年度建設を進めてまいりました資源回収ストックヤードも無事完成の運びとなりました。明後日30日に開所式を執り行いたいと思っております。議員の皆様にはぜひご列席を賜り、あわせて完成した施設をご覧いただけたらと思っております。

さて、本日の定例会に上程いたします議案は、尾三衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定についてを初め、平成28年度尾三衛生組合一般会計予算についてまでの10議案でございます。

何とぞ慎重にご審議を賜りまして、適正なるご議決をいただきますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

加藤議長

ありがとうございました。

日程第2、議会運営委員会委員長報告。

1番小野田利信議会運営委員長。

小野田議会運営委員長

議長よりご指名がありましたので、3月18日午後3時より開催いたしました議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

一般質問の質問時間は、議会申し合わせ事項に基づき、同一議員につき15分以内といたします。1名の議員より一般質問が事前に提出されております。

付議されました議案については、管理者提出議案として、議案第1号尾三衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定についてを初め10件でございます。

議案につきましては、10議案を一括して提案説明の後、1議案ごとに質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととしました。

議案質疑につきましても、3名の議員より事前通告がございましたので、その取り扱いにつきまして確認をいたしました。また、質問回数は2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

8番水谷正邦議員、9番西尾隆男議員を指名いたします。

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日といたしたいが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第5、諸般の報告をいたします。

監査委員より、例月現金出納検査につきまして、平成28年1月21日に12月分を、2月18日に1月分を、3月24日に2月分を実施したところ、一般会計・基金等の関係諸帳簿は出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合いたし、正確であると報告がありました。

日程第6、一般質問を行います。

一般質問については、議会運営に関する申し合わせ事項に基づき、質問時間は同一議員につき15分以内といたします。

事前に通告がありましたので、発言を許します。

8番水谷正邦議員。

水谷議員

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問に入る前に、若干背景について説明をさせていただきます。

尾三衛生組合は、みよし市と東郷町のはざま、東郷町の諸輪に位置しています。隣接市であるみよし市側には愛大跡地がございまして、愛大跡地につきましては、ご承知のとおり、現在住宅開発という方向で進んでいるところでございます。私はみよしの市議会、そして愛大跡地の地区まちづくり協議会においても、将来尾三衛生のごみ焼却施設を建てかえる際に住民の反対運動が起こるおそれがある、住環境として良好とは言えないことなどから、企業誘致を含めほかの選択肢にすべきではないかとこれまで発言してきました。

ごみ焼却施設や火葬場等々は、周辺に住民が住むと迷惑施設として認識されるものであります。そうした中、ごみ焼却施設について調査しましたところ、利活用されていない排熱、かなりの熱量があることを知り、今回質問することにいたしました。

それではまず初めに、ごみ焼却施設にて焼却しているごみ量につい

て、これまでの推移と今後の見通しをお尋ねします。

加藤議長

鈴木業務課長。

鈴木業務課長

焼却量の推移につきましては、平成25年度4万9,181トン、平成26年度は4万9,825トンと、人口が増加していることもあり微増傾向にあります。

今後の見通しについても、微増傾向にあると考えております。

以上です。

加藤議長

水谷正邦議員。

水谷議員

それでは、発生している排熱量と、そのうち利活用している熱量はどれくらいでしょうか。また、熱の利用率についてもあわせてお伺いいたします。

加藤議長

鈴木業務課長。

鈴木業務課長

設計上の排熱量は、1時間当たり150万キロカロリーであります。現在の利用率は2割弱であり、場内給湯、空調設備、入浴施設そして老人憩の家で活用しております。

以上でございます。

加藤議長

8番水谷正邦議員。

水谷議員

2割程度の利活用ということで、現在の焼却量では換算すると熱利用として約5倍のポテンシャルがあるということですが、熱の有効活用に関する考え方をお尋ねします。

現在の構成市町は今後も人口増加が見込まれる地域である一方、その先を考えると、高齢者が急増する地域でもあります。

そうした中、住民の健康増進や高齢者向け施策のニーズが高まると推測されますが、排熱を周辺地域からも人が集まるような大規模な温泉施設や温水プール、あるいは温室栽培等々に有効活用はできないでしょうか。お尋ねします。

加藤議長

鈴木業務課長。

鈴木業務課長

温水施設、温水プール、温室栽培等の活用につきましては検討しており、可能ではあると思いますが、用地の問題及び投資的経費などが、多く問題があると思います。

以上でございます。

加藤議長

8番水谷正邦議員。

水谷議員

現在、消防分野において広域化という話がされておりますが、衛生組合においては広域化についての議論は現在どのようでしょうか。

加藤議長

野々山事務局長。

野々山事務局長

広域化につきましては、平成21年3月に策定をされました第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画におきまして、尾三衛生組合は尾張東部衛生組合と1施設に集約することとなっておりますが、尾張東部・尾三地域広域化ブロック協議会幹事会におきまして、構成市町さんにより検討をされておりますが、1施設に集約することは難しい状況でございます。

以上です。

加藤議長

8番水谷正邦議員。

水谷議員

広域化につきましては構成市町の議論ということになりますから、不透明な部分もあろうかと思えます。

広域化が困難で、この場所で建てかえるということになれば、現在延命の焼却施設は平成41年までであります。建てかえに合わせて熱の効果的な利活用を検討するのであれば、附属施設の機能や規模をしっかりと検討した上で、綿密に計画を立てて住民福祉の向上につなげていただきたいと思えます。

愛知県は、全国有数の野菜の産地である一方で、野菜の摂取量は全国最下位ということでございますので、生産して食べられるような園

芸施設でもよいかもしれません。愛知大学跡地を含めた周辺地域一帯が循環型社会におけるモデルケースとなり、人が集まり、健康的で活力の源となるようなすばらしい地域になることを祈念いたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

加藤議長

これにて8番水谷正邦議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

日程第7、議案第1号尾三衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定についてから議案第10号平成28年度尾三衛生組合一般会計予算について一括議題といたします。

議案名を朗読させます。

議会事務部局書記

議案名を朗読いたします。

議案第1号尾三衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について。

議案第2号尾三衛生組合職員の降給に関する条例の制定について。

議案第3号尾三衛生組合行政不服審査会条例の制定について。

議案第4号尾三衛生組合情報公開条例の一部改正について。

議案第5号尾三衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について。

議案第6号尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

議案第7号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。

議案第8号尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第9号尾三衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について。

議案第10号平成28年度尾三衛生組合一般会計予算について。

以上でございます。

加藤議長

次に、提案者の説明を求めます。

野々山事務局長。

野々山事務局長

議案第1号から議案第10号まで、一括して提案説明をさせていただきます。

補足説明につきましては、それぞれ担当課長より説明をさせていただきます。

議案第1号尾三衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について。

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

小塚総務課長

補足説明、2枚めくっていただきまして、議案の概要をご覧くださいと思います。

主な制定内容でございますが、退職した職員が再就職した場合の依頼等の規制について定めております。そして、任命権者への届け出について定めております。

施行期日ですが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

野々山事務局長

議案第2号尾三衛生組合職員の降給に関する条例の制定について。

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

小塚総務課長

補足説明、2枚めくっていただきまして、議案の概要をご覧くださいと思います。

主な制定内容でございますが、降給の種類を降格及び降号として、それぞれ事由を定めております。そして、降給させる場合には書面の交付を行い、職員の受診命令に従う義務について定めております。

施行期日ですが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

野々山事務局長

議案第3号尾三衛生組合行政不服審査会条例の制定について。

この案を提出するのは、行政不服審査法の全部改正に伴い必要があるからでございます。

小塚総務課長

補足説明、3枚めくっていただきまして、議案の概要をご覧いただきたいと思います。

主な制定内容でございますが、行政不服審査法に規定する機関として組合に行政不服審査会を設置し、組織として委員は5人以内、そして任期は2年とするなど所要を定めてございます。

そして施行期日ですが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

野々山事務局長

議案第4号尾三衛生組合情報公開条例の一部改正についてでございます。

この案を提出するのは、行政不服審査法の全部改正に伴い必要があるからでございます。

小塚総務課長

補足説明、3枚めくっていただきまして、議案の概要をご覧いただきたいと思います。

主な改正内容でございますが、行政不服審査法による審査員による規定を適用除外としております。そして、尾三衛生組合情報公開審査会への諮問手続等を整備しております。

施行期日ですが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

野々山事務局長

議案第5号尾三衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございます。

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正等に伴い必要があるからでございます。

小塚総務課長

補足説明、2枚めくっていただきまして、議案の概要をご覧いただきたいと思います。

主な改正内容でございますが、報告事項について、勤務成績の評定を職員の人事評価の状況に改め、職員の退職管理の状況を加えております。そして、行政不服審査法の改正による「不服申し立て」を「審査請求」に改めております。

そして施行期日ですが、平成28年4月1日から施行とし、27年

度の報告については経過措置を設けております。

野々山事務局長

議案第6号尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

この案を提出するのは、学校教育法等の一部改正に伴い必要があるからでございます。

小塚総務課長

補足説明、2枚めくっていただきまして、議案の概要をご覧いただきたいと思っております。

主な改正内容でございますが、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について、最も一般的な小学校に規定していたものを、特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員が対象外と誤解するおそれがあり、明確化するものでございます。

そして施行期日ですが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

野々山事務局長

議案第7号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございます。

この案を提出するのは、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

小塚総務課長

補足説明、2枚めくっていただきまして、議案の概要をお願いいたします。

主な改正内容でございますが、労働災害年金と厚生年金の障害年金の給付が併給される場合の調整率を改正しております。

そして施行期日ですが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

野々山事務局長

議案第8号尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準ずること等のため必要があるからでございます。

小塚総務課長

補足説明、8枚ほどめくっていただきまして、新旧対照表の前に議

案の概要が差し込んであります。そちらをご覧いただきたいと思  
います。

主な改正内容でございますが、1条関係、12月の勤勉手当の支給割合を一般職100分の85、再任用職員は100分の40に改めるものでございます。そして、給料表の給料月額を改めております。この給料表の改正により、給料月額は、給料の下の者に厚く増額しておりますが、組合では、1人平均月額1,500円を増額することになります。

2条関係、地方公務員法、行政不服審査法の引用条項を整備し、勤勉手当の支給割合を一般職100分の80、再任用職員は100分の37.5に改めるものでございます。そして、等級別基準職務表につきましては、規則で定めていたものを条例で定めるものでございます。

施行期日ですが、1条関係は平成27年4月1日から適用、2条関係は平成28年4月1日から施行するものでございます。

野々山事務局長

議案第9号尾三衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正についてでございます。

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

小塚総務課長

補足説明、2枚めくっていただきまして、議案の概要をお願いいたします。

改正内容ですが、特殊勤務手当に関する条例・育児休業等に関する条例・勤務時間、休暇等に関する条例の3つの条例について、地方公務員法の改正に伴い条項を整備するものでございます。

そして施行期日ですが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

野々山事務局長

議案第10号平成28年度尾三衛生組合一般会計予算。

平成28年度尾三衛生組合の一般会計予算は、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ18億1,922万円と定めるものでございます。

小塚総務課長

補足説明、予算書7、8ページをお願いします。

歳入でございます。

款1分担金及び負担金でございます。前年度より319万1,000円の減額となっております。市町ごとの内訳につきましては、説明欄のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料は、ごみ搬入使用料でございます。平成28年4月より値上げいたしますので、2,300万円増額計上するものでございます。

款3国庫支出金につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金として、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の関係によるものでございます。

めくっていただきまして、下から2ます目、雑入でございますが、組合でごみを処理して資源化したものの売却益でございます。スクラップ市場の暴落により1,600万円減額計上するものでございます。

次に、めくっていただきまして11ページ、12ページ、歳出でございます。

款1議会費につきましの旅費、そして使用料及び賃借料につきましては、議員研修を1泊2日の予定でございます。

次に、款2総務費。14ページをお願いします。

下から2ます目、節13の委託料につきましては、施設の維持管理費等で、樹木管理委託料を初め22件の委託を予定するものでございます。下から3件が新規事業でして、施設見学用DVD作成委託料、固定資産台帳作成委託料、組合ホームページ構築委託料でございます。

めくっていただきまして、上から2ます目、節15の工事請負費でございます。機器修繕工事につきましては、老朽化した機器を計画的に修繕しておりまして、28年度は焼却棟の空調用ファンコイルユニットなどを予定しております。

次に、目2エコサイクル推進事業費。めくっていただきまして18ページ、上から2ます目、節13委託料でございます。不用物品再生等業務委託料につきましては、ごみとして持ち込まれた自転車、家具などを資源循環有効利用するため、修繕をシルバー人材センターに委託するものでございます。

鈴木業務課長

続きは業務課長お願いします。

引き続き、款3衛生費でございます。

18ページ下から3ます目、節11需用費、3番目薬品費につきましては、排ガス、焼却残渣の処理のために使用します高反応消石灰及びキレート剤等を購入するものでございます。

次に一番下、光熱水費につきましては、施設の運転に係る電気料金でございます。なお、電力の需給につきましては、現在の契約電力1,600キロワットを28年度には1,500キロワットとし、節電を図ってまいります。

次に、下から1ます目、節13委託料につきましては、リサイクルプラザ運転・維持管理等委託料を初め13件でございます。

新規業務としまして、2件ございます。

1件目は、下から4番目、ごみ処理基本計画策定業務につきましては、構成市町と協力して策定するものでございます。2件目は、一番下、ガラスびん資源化業務委託料につきましては、ガラスびん処理の見直しに伴い、ライン停止により専門業者に委託するものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

上から2ます目、節15工事請負費、3番目ごみ焼却施設基幹的設備改良工事につきまして説明いたします。

それでは、27、28ページをご覧ください。

ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の各年度における年割額及びその財源内訳が記載されております。

平成28年度の工事内容でございますが、燃焼設備ではストーカ油圧ユニットの更新、通風設備ではスートブロワ、誘引通風機の更新、灰出し設備では灰押出装置、灰出しコンベヤ等の更新を行います。

次に、20ページにお戻りください。

埋立処分地管理費関係でございますが、下から4ます目、節13委託料の一番下になりますが、焼却残渣等処分委託料につきましては、組合では現在、焼却残渣等を持ち込める処分場がありませんので、県内の公共処理施設の愛知臨海環境整備センター(通称ASEC)に1,000トン、豊田加茂環境整備公社に4,900トン及び県内外の民間処理施設にて適正に処理を行い、一部の焼却残渣につきましては、セメントの原料として資源化するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑の回数については、尾三衛生組合議会の会議に関する規則第45条の規定により、2回までといたします。

議案第1号については、事前に質疑の通告がございませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号尾三衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号に入ります。

議案第2号につきましても事前に質疑の通告がございませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第2号尾三衛生組合職員の降給に関する条例の制定について、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に入ります。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

2番島村きよみ議員。

島村議員

それでは、議案第3号尾三衛生組合行政不服審査会条例案につきまして、ご質疑いたします。

3点お願いいたします。

1点目。第4条、この行政不服審査会は罰則規定も定められておりまして、委員の責任は大変大きいものと考えますが、委員の人数は5人以内とあります。実際には何人を予定されているのでしょうか。

2点目です。第8条、ここには専門委員の配置はできる規定となっておりますが、必要になった場合にのみ管理者が任命するよう、あらかじめ委嘱のほうはされておくのでしょうか。

3点目、特別職としての報酬額について改正がここには表示されておりますが、ここにただし書き、最後の表ですね、「ただし」の以下ですが、ただし書きを入れた理由につきましてお答えください。

以上3点、お願いいたします。

加藤議長

小塚総務課長。

小塚総務課長

それではお答えします。

1点目、委員の人数は4名を予定しております。

そして、専門委員は、あらかじめ委嘱はせず、必要になった場合に

お願いすることとなります。

3点目の委員の報酬のただし書きについては、弁護士さんに支払う報酬の調整をするものであります。現在、委嘱している情報公開審査会委員4名の方の併任を考えております。そのうち1名が、愛知県弁護士会から推薦いただいた弁護士でございます。

加藤議長

2番島村きよみ議員。

島村議員

それでは、再質議お願いいたします。

専門委員につきましてですが、必要な場合に、今のご答弁で委嘱するということでしたが、例えばどういった案件を想定されているのでしょうか。また、その場合は、必要になった場合に適当な方を探して委嘱すると、今のご答弁では中の1名でということでは理解しているんですが、少しここを確認させてください。

それから、その場合の予算措置ですね。このただし書きの場合どういう流れになるのでしょうか、お願いいたします。

加藤議長

小塚総務課長。

小塚総務課長

不服申し立ての案件といたしましては、職員の不利益処分を想定しております。免職や停職などの懲戒処分、そして休職、降任などの分限処分でございます。

審理員は、愛知県町村会が弁護士と協定書を交わすことにより、構成団体である当組合も、審理員として名簿に登録されている弁護士を指名することが可能になります。そちらのほうに委嘱しようと考えております。

報酬としましては、28年度予算計上はしておりませんが、依頼することになった場合は、予算の流用補正で対応させていただきたいと思っております。

加藤議長

以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第3号尾三衛生組合行政不服審査会条例の制定について、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。  
議案第3号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の  
起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立全員であります。  
よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。  
次に、議案第4号に入ります。  
議案第4号につきましては事前に質疑の通告がございませんでしたので、これより討論、採決に入ります。  
議案第4号尾三衛生組合情報公開条例の一部改正について、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。  
議案第4号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の  
起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に入ります。

議案第5号につきましても事前に質疑の通告がございませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第5号尾三衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。

議案第5号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に入ります。

議案第6号につきましても事前に質疑の通告がございませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第6号尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。

議案第6号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に入ります。

議案第7号につきましても事前に質疑の通告がございませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第7号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。

議案第7号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号に入ります。

議案第8号につきましても事前に質疑の通告がございませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第8号尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。

議案第8号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号に入ります。

議案第9号につきましても事前に質疑の通告がございませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第9号尾三衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。

議案第9号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号に入ります。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

6番青木直人議員。

青木議員

それでは、さきに通告してあります議案第10号平成28年度一般会計予算についてお聞きをいたします。どうかわかりやすい言葉で簡潔明瞭をお願いをいたします。

3点ございます。

款1議会費項1議会費目1議会費節9旅費、節14使用料及び賃借料について、旅費、使用料及び賃借料の内訳詳細の説明、並びにバス借上料の前年比較の増の経緯及び理由の説明をお願いします。

2点目。款2総務費項1総務管理費目1一般管理費節13委託料について、委託料のおよそ建物管理にかかわる業務（し尿浄化槽清掃、給排水衛生設備保守、空調設備保守、昇降機設備保守、中央監視装置点検、ネズミ・害虫駆除、消防用設備点検、警備業務、庁舎清掃）等の委託先及び委託期間はどのようなか。

3点目。給与明細2一般職（3）給料及び職員手当の状況キ地域手当について、地域手当の国の指定基準に基づく支給率の欄に記載がない理由について、説明をしてください。

加藤議長

小塚総務課長。

小塚総務課長

それでは1点目、旅費、使用料及び賃借料の内訳。

旅費は、宿泊料1万4,800円、そして日当3,000円の2日分の委員12名分でございます。

使用料及び賃借料の詳細は、単独による開催のバス借り上げ料でございます。

そして、バス借り上げ料の前年度比較の経緯及び理由でございますが、3組合合同で研修を行う前提で予算計上しておりましたが、今回予算からは尾三衛生組合単独及び1泊で研修が行えるように予算計上させていただいております。

2点目、建物管理に関する業務については、それぞれ業種ごとに専門業者を選定し、入札により委託業者を決定しております。そして、これら業務の委託期間については、単年度で契約を行っております。

3点目、地域手当の国の指定基準に基づく支給率の欄に記載がない

ということですが、こちらは、国は在勤地で支給しておりますが、愛知県は県内を一つの地域として捉えて一律支給しております。組合は、尾三消防組合、中部水道企業団、日東衛生組合で統一しての支給しております。したがって、国の指定基準に基づく支給率の欄は該当なしとさせていただいております。

加藤議長

6番青木直人議員。

青木議員

ただいま答弁いただきました。

1点目の確認であります。これまでは合同研修の形であったが、この平成28年度の当初予算では、それぞれの組合で研修を行うための予算計上ということになっている、こういう説明をいただきました。

2点目、昨今はさまざまな公共施設等で一括管理、また複数年委託という形が見受けられます。維持管理に係る経費削減につながると思いますが、検討はされているのか、お考えはどのようなか、お聞かせください。

3点目、平成26年地域手当指定基準を満たす地域の一覧には、日進市16%、みよし市10%、東郷町が6%を記載されておりますが、この8.5%は適切な数値なのか、お聞きをいたします。

加藤議長

小塚総務課長。

小塚総務課長

1点目の確認につきましては、そのように。

2点目、包括的な委託契約などの検討でございますが、専門的な業務であるため個々に契約をしておりましたが、今後は少しでも効率的な執行となるように、包括委託、また長期継続契約なども検討していきたいと思っております。

3点目、支給の8.5が適正かどうかでございますが、適正という判断で支給しております。

以上です。

青木議員

ありがとうございました。

加藤議長

これをもって、6番青木直人議員の質疑を終了いたします。

続きまして、8番水谷正邦議員。

水谷議員

予算書18ページ衛生費、塵芥処理管理費、ガラスびん資源化業務委託料1,367万8,000円について質問いたします。

新規の委託なのでお伺いしますが、ガラスびんの平成26年度の処理実績、委託料の積算根拠、委託業者の選定プロセスについてお尋ねをいたします。

加藤議長

鈴木業務課長。

鈴木業務課長

平成26年度のガラスびんの処理実績につきましては、799トンでございます。

次に、委託料の積算根拠につきましては、ガラスびんの本組合への搬入実績の5カ年平均890トン、1キログラム当たり14.23円での積算でございます。

次に、委託業者の選定プロセスにつきましては、尾三衛生組合指名業者等選定審査会で随意契約とすることといたしました。

以上でございます。

加藤議長

8番水谷正邦議員。

水谷議員

業者の選定に関しまして、随意契約ということでありまして。通常50万円などある一定以上の契約については競争入札するものと認識しておりますが、額的にも1,000万円を超える大きな委託で、他の業者では請け負えないような特殊な業務とも思えない委託に関して、今回随意契約とした理由は何でしょうか。

公平性と透明性の担保という観点から、また、委託料が適正かどうかという意味においても、随意契約が適切ではないと考えますが、どのようにお考えになってのことでしょうか。

それから、平成27年度までは選別機がございましたので、各市町から持ち込み、まとめて処理をしていたと思います。次年度以降も、継続的にこれだけの委託料をかけて処理する価値があるのか、各市町のリサイクルセンターで処理する等、処理に関して他の手段も視野に入れて、効率的で費用対効果の高い処理方法を今後検討していただき

たいと思います。

質問に関しては、随意契約にした理由についてお尋ねします。

加藤議長

鈴木業務課長。

鈴木業務課長

びんの資源化を委託する業務であることから、びんを選別するだけでなく、カレット処理をしまして、それを原料としてびんメーカーへ直接納めることができる業者と随意契約を行いました。

以上でございます。

加藤議長

これをもちまして、8番水谷正邦議員の質疑を終了いたします。  
続きまして、2番島村きよみ議員。

島村議員

それでは、議案第10号平成28年度尾三衛生組合一般会計予算につきまして、ご質疑いたします。

まず、歳入7款2項1目スクラップ等売却料ですが、今年度予算は3,400万に比較して1,800万円と減額計上です。先ほどちょっとご説明がありましたけれど、売却価格が下がっていることは、補正等に今年度上がっておりますので理解しておりますが、28年度も同様な状況との予測でしょうか。これは、単価等も少し具体的にお答えください。

次に、歳出ですね。2款1項1目職員研修講習負担金、これにつきましては、昨年度よりも計上額が半額となっております。28年度は25万7,000円で計上されておりますが、昨年度57万ちょっととなっております。その半額となりました理由ですね。お願いいたします。

それから、同じく2款1項1目の中で、先ほどご説明があった新規委託料として三つ挙げたうちの一つ、組合ホームページ構築委託料です。新しくホームページの内容を更新されていくということですが、どのような内容のホームページの更新となる予定でしょうか。

最後に、歳出3款1項1目、18ページですね、リサイクルプラザ運転・維持管理等委託料。今年度予算1億3,757万3,000円、次年度は1億5,624万3,000円ということで、昨年度計上額

より約2,000万円の増額となっております。この理由についてお答えください。

以上です。

加藤議長

小塚総務課長。

小塚総務課長

それでは、歳入と、2款の初めの3点をお答えします。

1点目、大幅な減額計上は、スクラップの搬出予定量に大きな変動はありませんが、昨年からスクラップ市場の価格が下落し、売却価格が低い水準で推移しているところで、平成28年度においても売却価格の上昇が見込めないためであります。

価格につきましては、単価契約をしておりますので、よろしく願います。

2点目、職員研修講習負担金は、平成28年度の廃棄物技術管理者など、比較的高額な講習の参加者が減るためでございます。

3点目、ホームページの内容でございますが、住民の皆様が検索しやすいようにレイアウトを変更し、ごみの減量化、資源有効利用、リサイクルを推進する情報などを発信できるようなホームページとする予定で検討しております。

加藤議長

鈴木業務課長。

鈴木業務課長

4点目の質問に対してお答えいたします。

リサイクルプラザ運転・維持管理等委託費の平成27年度当初予算は、平成25年4月に締結した長期継続契約に基づく最終年の年割額であります。平成28年度の当初予算は、新たにリサイクルプラザ運転・維持管理費の見積もりを徴収し設計した額を予算としています。

設計の内容は、3年前の人件費は同等であり、3年前の契約の請負差額分が来年度の委託料約2,000万円の増額となっております。

参考までに、平成25年度の当初予算は、1億5,533万2,000円で、平成28年度予算額とほぼ同様でございます。

以上でございます。

加藤議長

2番島村きよみ議員。

島村議員

1点のみ、再質疑お願いいたします。

ホームページについてですけれども、ほかの衛生組合、検索いたしますと、こういった議会の議事録等が上がっているところが大変多いです。今回の改正に当たりまして、議事録のアップといたしますか、ホームページアップということはお考えになっておりますでしょうか。よろしく申し上げます。

加藤議長

小塚総務課長。

小塚総務課長

議事録のアップについての検討でございますが、これから検討することになりますが、議会用のホームページも作成してまいりますので、含めまして検討していくという方向になると思います。

加藤議長

これをもちまして、2番島村きよみ議員の質疑を終了いたします。

以上で通告による質疑は全て終了しました。

これより討論、採決に入ります。

議案第10号平成28年度尾三衛生組合一般会計予算について、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。

議案第10号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

以上で本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

ご異議なしと認め、議長に委任することに決しました。

それでは、管理者より閉会の挨拶をお願いいたします。

川瀬管理者。

川瀬管理者

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、本日も審議いただきました全議案につきまして、適切なお審議を賜り、いずれも原案どおりお認めいただきましてまことにありがとうございます。

議案審議の間にいただきました皆様方のご意見につきましては、予算執行に関して今後しっかりと参考にさせていただきたい、このように思っているところであります。計画的かつ効率的な執行を行って、適切な執行、これにも十分配慮してまいりたいと、このように思っております。

また、ご承知の方も多いかというふうに思いますが、組合設立以来東郷町長が管理者の職務を務めてまいりましたが、正副管理者の協議を行いまして、管理者は2年ごとに今後輪番とすることに合意をいたしました。

よって、管理者は、来年度からは日進市長さんをお願いいたし、私はみよし市長さんとともに副管理者としてサポートさせていただくこととなりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思っております。

新年度もすぐに始まり、大変お忙しい時期かと思っております。議員の皆様にはくれぐれもご自愛いただきまして、なお一層活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

加藤議長

ありがとうございました。

私からも、本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様のご協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

これをもちまして、平成28年第1回尾三衛生組合議会定例会を閉会いたします。

議会事務局書記

ご起立をお願いします。一同、礼。

(閉会 午後 2時37分 )

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成28年 5 月 12 日

議 長

加藤 達雄

署名議員

水谷 正邦

署名議員

西尾 隆男

